

改訂の概要

- ・ 現行のハンドブックは、障害者差別解消法の改正(令和3年5月)にあわせて作成しており、作成から4年が経過
- ・ 令和6年4月の改正法施行後、民間事業者における「合理的配慮の提供」が義務化
- ・ 法律の考え方基本事項が整理され、説明資料としては有効だが、実務での活用を見据えると、説明中心でなく事例中心の構成とすることで、「読む資料」から「活用できる資料」への見直しが必要

改訂に向けた意見・調査結果

【委員アンケートの主な意見】

- ・ 事例が少なく、場面がイメージしにくい
- ・ 実際の対応方法が分かりにくい
- ・ 法律用語や表現が分かりにくい 等

【他区ハンドブックの特徴】

- ・ 大田区
「合理的配慮の提供」等について、場面ごとに掲載
- ・ 杉並区
「合理的配慮の提供」等について、事業者側の視点掲載
- ・ 練馬区
「環境の整備」が掲載されており、多角的な視点で事例掲載

改訂内容

- ・ 「事例→法令説明」の流れが望ましい
- ・ 分かりやすさを重視し、事業者が活用しやすい内容としたほうがよい
- ・ 合理的配慮の提供について、「前例のない」「一律に認めない」ことを理由とした対応は適切でない旨を記載した方がよい 等

これまでの内容を踏まえ、特に事業者が現場で活用できるよう、対応事例を充実させ、活用しやすいよう下記のとおり改訂する

内容	現行	改訂後
構成	法令説明→事例 (順番に読まないといけない)	事例→法令説明 (見れば理解できる構成)
ページ	文章中心 (必要な情報を探しづらい)	イラスト中心 (探さず理解できる)
内容	抽象的 (実際の対応がイメージしづらい)	具体的な対応場面ごと (飲食店、学校、金融機関等)
活用場面	読むことにより、知識を得る	読むことにより、知識を得る 現場でも活用できる

- ・ 本日いただいた意見も参考に改訂作業を進める
- ・ 作成した改訂素案について、委員に確認しつつ検討する
- ・ 令和9年2月の第2回協議会にて、令和9年4月から配布予定の改訂版を共有する